

カーボンオフセット都市ガス契約
《付帯契約型》ボランタリークレジット型
(個別約款)

2025年10月1日 実施

坂戸ガス株式会社

目 次

1.	目的	2
2.	用語の定義	2
3.	適用条件	2
4.	契約の締結	3
5.	契約期間	3
6.	契約の変更	3
7.	カーボンオフセット都市ガス価格等	4
8.	カーボンオフセット都市ガス供給証明書の発行	4
9.	その他	4

付 則

1.	この契約の実施期日	5
----	-----------	---

1. 目的

カーボンオフセット都市ガス契約（以下「この契約」といいます。）は、カーボンニュートラル化対象ガスから排出される温室効果ガスを実質的に削減することを目的とし、その対価を支払うものとします。当社の都市ガスをご契約いただいているお客さま向けに、ガス料金に付加する必要事項を定めたものです。

2. 用語の定義

この契約において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「付帯契約」とは、主契約に付帯して締結する契約をいいます。
- (2) 「主契約」とは、この付帯契約の対象となる契約で、3. (1) に定める一般ガス供給約款および各選択約款に基づくいずれかの契約をいいます。
- (3) 「カーボンニュートラル化対象ガス」とは、カーボンオフセットするガスをいいます。
- (4) 「カーボンオフセット」とは、カーボンニュートラル化対象ガスに対応するカーボンクレジットを無効化することをいいます。
- (5) 「カーボンクレジット」とは、温室効果ガスの排出削減・吸収活動により削減・吸収された温室効果ガスを定量化し、排出権として取引可能にしたものをおいいます。
- (6) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (7) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。

3. 適用条件

この契約は、次のすべての条件を満たし、お客さまがこの契約の適用を希望される場合に適用いたします。

- (1) 主契約として次に掲げる一般ガス供給約款および各選択約款に基づく契約を締結していること。
 - ① 一般ガス供給約款
 - ② 家庭用温水暖房契約（選択約款）
 - ③ 家庭用暖房契約（選択約款）
 - ④ 家庭用コージェネレーションシステム契約（選択約款）
 - ⑤ 小型空調契約（選択約款）
 - ⑥ 空調夏期契約（選択約款）
 - ⑦ 空調用 A 契約（選択約款）
 - ⑧ 小型空調パッケージ A 契約（選択約款）

- ⑨ 時間帯別B契約（選択約款）
- ⑩ 業務用割料金契約
- ⑪ 業務用温水暖房契約

4. 契約の締結

- (1) この契約を希望されるお客さまは、あらかじめこの契約を承諾のうえ、当社と契約していただきます。
- (2) 契約締結の際は、お客さまの住所、氏名、連絡先等、当社が必要と認める事項を明らかにし、当社が定める方法により当社と契約していただきます。

5. 契約期間

- (1) 契約期間は、別途、「付帯契約申込書（カーボンオフセット都市ガス）」に定めます。契約期間満了日に先立って当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合は、契約は、契約期間満了日の翌日から1年間延長するものとし、以降も同様いたします。
- (2) 既にこの付帯契約を適用されているお客さまが、主契約の変更の申し込みをする場合、この付帯契約の契約期間は主契約の変更以前の期間を含めて（1）のとおりといたします。
- (3) 主契約を解除した場合は、当該解約の日を以って付帯契約の解約の期日といたします。

6. 契約の変更

- (1) 当社は、この契約を変更することができます。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の契約によるものとし、(3) 及び (4) のとおり、変更した契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1) に定めるこの契約の変更に異議がある場合は、この契約を解約することができます。
- (3) この契約の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4) に定める場合を除きます。
 - ①供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上の開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ②契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載

します。

(4) この契約の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

7. カーボンオフセット都市ガス価格等

- (1) カーボンオフセット都市ガス価格は、別途、「付帯契約申込書（カーボンオフセット都市ガス）」に定めます。
- (2) 毎月の定例検針日の数量をもって、その全量をカーボンニュートラル化対象ガス数量といたします。
- (3) この契約の契約期間におけるカーボンニュートラル化対象ガスの料金は、当該月の主契約の単位料金に加算いたします。
- (4) 当該月の検針において使用量が発生しない場合は、主契約の料金表に定める基本料金のみのご請求とし、この付帯契約に定める加算はいたしません。

8. カーボンオフセット都市ガス供給証明書の発行

各年度（3月定例検針日翌日～翌年3月定例検針日までの1年間）におけるカーボンニュートラル化対象ガスの受渡数量について、カーボンクレジット算出方法に基づき算出した数量のカーボンクレジットを無効化し、当該無効化に係る証憑を当該年度の翌年度の6月末までに発行するものといたします。ただし、やむを得ず提供期限を超過して提供した場合、お客様は当社の責任を問わないものとします。

9. その他

この契約に定めがない事項については、この契約が適用される主契約の一般ガス供給約款および選択約款を適用いたします。

付 則

1. この約款の実施期日

この約款は、2025年10月1日から実施いたします。